

▼ 対策本部で確認する基本的な項目

No.	項目	方針決定のポイント等
1	愛知県等関係機関との連携	・保健所の指導内容等を確認。
2	自宅待機の指示	・濃厚接触者として特定される可能性がある者。期間は概ね2週間。
3	庁舎の閉鎖・業務の停止	・全庁を閉鎖するとともに、業務を停止する。 ・窓口手続き等終了次第、庁舎内にいる市民等を退去させる。
4	消毒作業の実施	・該当職員の所属、行動歴等から重点的に消毒を行うエリアを特定する。 ・消毒業者（職員）で消毒作業を実施
5	市民等への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員のプライバシー保護 ・記者会見開催の要否 ・市ホームページ等での掲載 ・専用の問い合わせ窓口の設置の要否
6	市議会への情報提供	
7	報道機関への情報提供	
8	問い合わせ窓口の設置	
9	業務継続計画の確認	・優先業務の確認、応援体制（他部署や業務経験者によるバックアップ）の確保等
10	庁舎の閉鎖解除・業務の再開	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒終了後、施設の使用開始 ・応援体制等が整い、業務可能な部署から業務開始